

(目的)

第1条 この要綱は、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮することができるまちづくりを推進するため、認知症カフェを設置及び運営する団体等を支援する岬町認知症カフェ登録事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「認知症カフェ」とは、次の各号に掲げる活動のいずれかを主たる目的とする、認知症の人及びその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集える活動拠点であり、営利、宗教、政治活動を目的としないものいう。

- (1) 認知症の本人やその家族同士の相互交流及び情報交換
- (2) 家族の介護負担の軽減
- (3) 認知症状の悪化の予防
- (4) 地域での認知症の啓発

2 この要綱において「岬町認知症カフェ」とは、認知症カフェのうち、第4条に定める要件を満たすものとして岬町に登録されたものをいう。

(事業内容)

第3条 町長は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 岬町認知症カフェの広報に関すること。
- (2) 岬町認知症カフェに対する指導、助言等に関すること。
- (3) 認知症に関する啓発資料等に関すること。
- (4) その他町長が必要と認めること。

(登録要件)

第4条 登録の対象となる認知症カフェは、次の各号のいずれにも該当するものとする、

- (1) 第2条各号に掲げる活動を主たる開催目的とし、参加する対象者を限定しないもの。
- (2) 地域住民団体、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人、医療法人、介護事業所、福祉施設、医療機関等の団体が開設又は運営するもの
- (3) 町内において、2年間は継続した事業実施が見込まれるもの
- (4) 町内に10名以上が活動できる場所が確保でき、原則月1回以上定期的に開催し、かつ2年間は継続した事業実施が見込まれること
- (5) 認知症カフェ開催中、認知症の人やその家族からの相談等に対応できる医療、介護又は福祉の専門職が1名以上常駐するもの
- (6) 岬町暴力団等の排除に関する条例の規定に該当しないもの

(留意事項)

第5条 運営団体は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 認知症カフェの実施にあたって知り得た個人情報、でき節に取り扱うこと。
- (2) 事故防止及び安全な運営に努め、認知症カフェ開催中の事故及び苦情等に対して誠意をもって対応すること。
- (3) 町の認知症施策の推進に協力すること。

(登録)

第6条 岬町認知症カフェの登録を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、岬町認知症カフェ登録申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 岬町認知症カフェ開設事業補助金の交付決定を受けた団体は、岬町認知症カフェ開設事業補助金交付要綱に定める岬町認知症カフェ開設事業補助金交付申請書(様式第1号)をもって、岬町認知症カフェ登録申請を受理したものとする。

(決定通知)

第7条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは登録を決定し、岬町認知症カフェ登録決定通知書(様式第2号)により申請団体に通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 運営団体は、前条の規定により決定された内容に変更があるときは、岬町認知症カフェ登録変更届(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(取消し)

第9条 運営団体は、岬町認知症カフェの登録を取消ししようとするときは、岬町認知症カフェ登録取消届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、運営団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第4条に定める登録要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により登録の決定を受けたと認められるとき。

(3) その他町長が不相当と認めるとき。

3 町長は、前項の規定により、登録を取り消すことを決定したときは、岬町認知症カフェ登録取消決定通知書(様式第5号)により、当該運営団体に通知しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。